# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年２月24日 |
| 【会社名】 | 株式会社エナリス |
| 【英訳名】 | ENERES Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　池田 元英 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都足立区千住一丁目４番１号東京芸術センター |
| 【電話番号】 | 03-5284-8326 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 経営管理本部長　畑　直史 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都足立区千住一丁目４番１号東京芸術センター |
| 【電話番号】 | 03-5284-8326 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 経営管理本部長　畑　直史 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号）<br>株式会社エナリス　関西支店<br>（大阪府大阪市中央区道修町三丁目３番11号） |

## 1【提出理由】

当社は、平成26年２月24日開催の臨時取締役会において、当社を株式交換完全親会社、日本エネルギー建設株式会社（以下「日本エネルギー建設」といいます。）を株式交換完全子会社とする簡易株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、当社及び日本エネルギー建設との間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

（１）本株式交換の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号　　：　日本エネルギー建設株式会社
本店の所在地：　東京都港区南青山一丁目１番１号
代表者の氏名：　代表取締役　速水　彰
資本金の額　：　63,000千円
純資産の額　：　60,565千円
総資産の額　：　633,354千円
事業の内容　：　太陽光発電システムの取付施工、保守管理業務

② 最近事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：千円）

| 決算期 | 平成25年３月期 |
|---|---|
| 売上高 | 380,112 |
| 営業利益 | 1,070 |
| 経常利益 | 1,014 |
| 当期純利益 | 565 |

（注）日本エネルギー建設は平成24年４月25日設立のため、最近事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益を記載しております。

③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

| 名称 | 発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%） |
|---|---|
| 速水　彰 | 33.4 |
| J-MANAGEMENT株式会社 | 27.7 |
| 藤田　欣也 | 15.9 |
| 植田　和実 | 4.8 |
| 吉田　直記 | 4.8 |
| 高島株式会社 | 4.8 |
| 西條　吉輝 | 4.8 |

（注）上記は、平成25年12月31日現在の大株主の状況です。

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

| | |
|---|---|
| 資本関係 | 当社と日本エネルギー建設との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と日本エネルギー建設の関係者との間には、特筆すべき資本関係はありません。なお、当社は、本株式交換の効力発生日までに、日本エネルギー建設の発行済株式6,300株のうち、3,405株(54.0%)を日本エネルギー建設の株主より取得する予定です。 |
| 人的関係 | 当社と日本エネルギー建設との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と日本エネルギー建設の関係者との間には、特筆すべき人的関係はありません。なお、本株式交換が完了した後に、当社より当該会社に対して、非常勤取締役3名を派遣する予定であります。 |

| | |
|---|---|
| 取引関係 | 当社と日本エネルギー建設との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と日本エネルギー建設の関係者との間には、特筆すべき取引関係はありません。 |

（２）本株式交換の目的

当社は、エネルギーの効率利用促進をテーマに、電力を効率的に使うための各種サービスや情報インフラを提供しており、これまでに蓄積した需給管理ノウハウを核としたサービスの企画、開発、運用力に強みを有しております。

一方、本株式交換により当社の完全子会社となる日本エネルギー建設は、太陽光発電システム機器の販売、取付施工、メンテナンスサービス等を主たる事業とし、土地の仕入から販売まで一貫して手掛けることにより、徹底した工程・品質管理を強みとして急成長を実現しています。

現在、太陽光発電設備の導入コストが低減し、今後の一般個人向け販売は着実にニーズが見込まれています。今回の日本エネルギー建設との本株式交換の実施により、両社が一体となって事業を行うことで、これまで未開拓となっていた当社の太陽光発電事業における個人向けの顧客層拡大の足掛かりとなります。また、平成28年には一般家庭への電力供給も自由化されることで、当社グループにとっても新たな付加価値を提供できる可能性が拡大し、シナジー効果創出が期待できることから、企業価値向上に資するものと考えております。

（３）本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約の内容

①本株式交換の方法

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社とし、日本エネルギー建設を株式交換完全子会社とする株式交換です。なお、本株式交換は、完全親会社となる当社については、会社法第796条第３項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、完全子会社となる日本エネルギー建設については、平成26年３月中旬開催予定の臨時株主総会において本株式交換契約に関する承認を受けた上で、同月19日を効力発生日として行う予定であります。

②本株式交換に係る割当ての内容

| | 当社<br>（株式交換完全親会社） | 日本エネルギー建設<br>（株式交換完全子会社） |
|---|---|---|
| 株式交換に係る割当ての内容 | 1 | 171 |
| 本株式交換により交付する新株式数 | 普通株式：495,045株 | |

（注1）株式の割当て比率

日本エネルギー建設の普通株式１株に対して、当社の普通株式171株を割当て交付いたします。

（注2）本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、当社の普通株式495,045株を全て新株発行にて割当交付する予定です。

③その他の本株式交換契約の内容

当社が日本エネルギー建設との間で、平成26年２月24日に締結した本株式交換契約の内容は以下のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社エナリス(以下、「甲」という。)及び日本エネルギー建設株式会社(以下、「乙」という。)は、以下のとおり、株式交換契約書(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条　(株式交換)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」という。)を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式(但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。)の全部を取得する。

第2条　(当事会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

甲　商号：株式会社エナリス
住所：東京都足立区千住一丁目4番1号東京芸術センター
乙　商号：日本エネルギー建設株式会社
住所：東京都港区南青山一丁目1番1号

第3条　(本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における乙の株主(但し、甲を除く。以下、「本割当対象株主」という。)に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に171を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式171株の割合をもって割り当てる。

3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に、1に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従って処理するものとする。

第4条 (本株式交換の効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下、「本効力発生日」という。)は、平成26年3月19日とする。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第5条 (資本金及び準備金の額)

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下のとおりとする。

(1) 資本金　　0円
(2) 資本準備金　　会社計算規則第39条第2項の定めに従い甲が決定する額
(3) 利益準備金　　0円

第6条 (株式交換契約の承認)

1. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項及び会社法施行規則第197条の規定により本株式交換に関して甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合には、第4条に定める本効力発生日を変更し、甲は、変更後の本効力発生日の前日までに、株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求めるものとする。

2. 乙は、本効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会(会社法第319条第1項の規定に基づき株主総会の決議があったとみなされる場合も含む。)において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議(会社法第319条第1項の規定に基づく株主の同意の意思表示を含む。)を求めるものとする。

第7条 (会社財産の管理)

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行及び財産の管理・運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条 (本契約の解除)

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の何れかの財政状態、経営成績、事業その他に重大な影響を及ぼす事象その他本株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生した場合には、相手方に通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

第9条 (本契約の効力)

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

(1) 第6条第1項但し書きの規定による甲の株主総会において、本契約若しくは本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなかった場合、又は乙の株主総会第6条第2項に定める乙の株主総会において、本契約若しくは本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなかった場合
(2) 本株式交換に関し、法令に基づき、本効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、関係官庁等に対する届出手続が完了しない場合
(3) 前条に基づき本契約が解除された場合

第10条 (準拠法及び管轄)

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

2. 甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

**第11条（誠実協議）**
**甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約に関して生じた疑義については、誠実に協議をすることにより、これを解決するよう努めるものとする。**

**以上を証するため、正本2通を作成し、甲及び乙の各代表者が押印の上、甲及び乙が各1通を保有する。**

**平成26年2月24日**

**甲：東京都足立区千住一丁目4番1号東京芸術センター**
**株式会社エナリス**
**代表取締役　池田　元英**

**乙：東京都港区南青山一丁目1番1号**
**日本エネルギー建設株式会社**
**代表取締役　速水　彰**

**（４）本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等**
**当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、当社及び日本エネルギー建設から独立した第三者算定機関である株式会社パートナーズ・コンサルティングに株式交換比率の算定を依頼することといたしました。**
**当社については、東京証券取引所マザーズ市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（平成26年２月20日を算定基準日として、短期的な変動要因を排除する為、東京証券取引所マザーズ市場の当社普通株式の算定基準日から遡る１か月、３か月、上場来の終値の単純平均値を算定の基礎としております。）による算定を行いました。この結果、株式会社パートナーズ・コンサルティングは当社の普通株式の１株当たり価値の評価レンジを1,705～1,754円と算定いたしました。**
**これに対して、日本エネルギー建設については、非上場会社であり市場価格が存在しないため、継続価値の算定にあたっては両社の財務予測に基づき、多面的な評価を行うことを目的に収益方式による評価手法の一つとしてＤＣＦ法を採用し算定を行いました。この結果、株式会社パートナーズ・コンサルティングは日本エネルギー建設の普通株式の１株当たりの価値の評価レンジを277,517～339,188円と算定いたしました。**
**なお、株式会社パートナーズ・コンサルティングは算定に際して、当社及び日本エネルギー建設から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用しており、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としているため、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。**
**その上で、当社は、株式会社パートナーズ・コンサルティングから取得した算定書に記載された意見を踏まえつつ、日本エネルギー建設に対する外部専門家によるデューデリジェンスの結果及び両社の財務状況、業績動向等を勘案し、日本エネルギー建設との間で真摯に協議・交渉を行った結果、本株式交換における株式交換比率が妥当であると判断し、平成26年２月24日開催の臨時取締役会において本株式交換契約締結の決議をいたしました。**

**（５）算定機関との関係**
**第三者算定機関である株式会社パートナーズ・コンサルティングは、当社及び日本エネルギー建設の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。**

**（６）本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容**
**商号　　：　株式会社エナリス**
**本店の所在地：　東京都足立区千住一丁目４番１号　東京芸術センター**
**代表者の氏名：　代表取締役社長　池田　元英**
**資本金の額　：　781,504千円**
**純資産の額　：　現時点では確定しておりません**
**総資産の額　：　現時点では確定しておりません**
**事業の内容　：　エネルギー流通情報事業**

**以上**